

海浜植物等保護地区（親船地区）
の拡大について

平成29年11月27日

環境市民部

石狩海浜植物保護センター

海浜植物等保護地区（親船地区）の拡大について

1 経緯

石狩海岸地域は、北海道自然環境保全指針において「すぐれた自然地域」に指定されるとともに、大都市近郊において、海岸砂丘の生態系を色濃く残す自然海岸として、全国的にも大変貴重な地域となっている。しかし、美しい海浜植物や雄大な海浜景観は、レジャーをはじめとする過度な利用により、次第に失われつつあります。

豊かな海辺の自然を市民共有の財産として保全し、後世へ残して行くため、昭和 53 年に石狩川河口地区 16.5ha を海浜植物等保護地区に指定したのを初めとし、平成 24 年に聚富地区 7.8ha、平成 25 年には海水浴場を挟む約 15ha を保護地区に指定しました。

さらに、北海道、石狩湾新港管理組合、石狩市など関係機関からなる「石狩浜環境保全連絡会議」では、市条例により保護地区を段階的に広げていく方向で合意しています。

2 指定事由

拡大予定区域は、既に保護地区に指定している区域と同様に多様な植生が見られ、石狩浜（石狩川河口左岸）が生育の北限とされているイソスミレ（環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類）の群落も確認されています。

一方で、バギー車やオフロード車の乗り入れなどにより作られた、最大のクレーター（窪地）がある区域であり、今後もさらなる植生等の破壊が懸念されています。

貴重な自然環境を保全し次世代へ残していくため、親船地区を拡大して保護地区に指定することとします。

3 位置および面積（別図参照）

既に保護地区に指定している親船地区から西側へ約 1.2 km、面積約 15ha の区域。

4 指定の効果

看板の設置や車止め柵の補強、監視員の配置により、車両進入等を規制することで、海浜植物等が将来にわたり良好な状態で保全されます。

5 規制内容

石狩市海浜植物等保護条例に規定する「自然ふれあい地区」として、次の行為を禁止又は制限します。

【禁止行為】

- (1) 工作物の新築
- (2) 立木の伐採
- (3) 植生の維持に影響を及ぼす植物採取

- (4) 広告物その他これに類するものの掲示又は設置
- (5) 家畜の放牧
- (6) 火入れ又はたき火
- (7) 車馬を乗り入れ、又は航空機を着陸させる行為
- (8) 動物を放し、植物を植栽し、又は種子をまく行為
- (9) 土砂又はごみその他の汚物の投棄

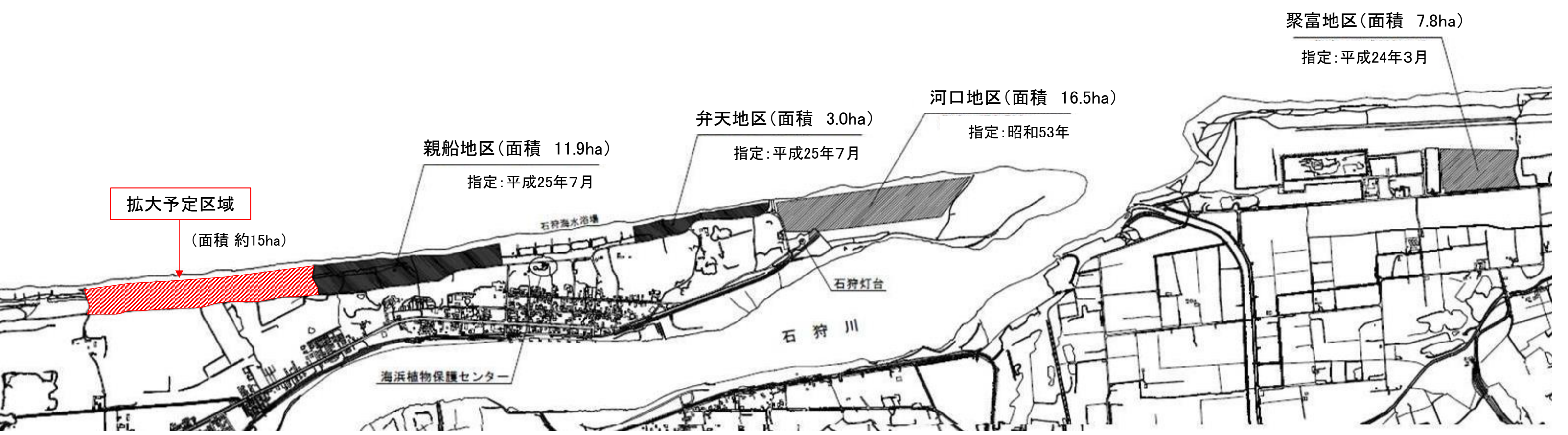
【制限行為（市長の許可が必要な行為）】

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為
- (2) 業として行う写真又は映画等の撮影
- (3) 興行
- (4) 競技会、集会、展示会、その他これらに類する催しのために海浜植物等保護地区の全部又は一部を独占して使用する行為

6 指定のスケジュール（別表参照）

石狩市環境審議会への諮問・答申並びにパブリックコメントを実施の上、土地の管理者である北海道から占用許可を受けた後、石狩市海浜植物等保護条例施行規則の一部を改正し、親船地区の指定区域を拡大します。

石狩市海浜植物等保護地区



海浜植物等保護地区(親船地区)拡大のスケジュール

区 分	＜H28年度＞	＜H29年度＞	＜H30年度＞						
	1月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
石狩浜環境保全 連絡会議	H29.1.19協議								
北海道空知総合 振興局札幌建設 管理部		<u>協議(占有申請)</u>				<u>占有申請</u>			
石狩浜海浜植物 保護センター運 営委員会	H29.1.23報告								
環境審議会			<u>諮問</u>			<u>答申</u>			
市民参加手続 (パブリックコメント)				<u>パブリックコメント</u>	<u>意見回答</u>				
常任委員会			<u>説明</u>			<u>説明</u>			
規則改正							<u>規則改正</u>		
公布・施行							<u>公布・市民周知</u>		<u>施行</u>

(目的)

第1条 この条例は、良好な海岸の自然環境の保全を図るとともに、海浜植物等の保護に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 海浜植物等保護地区 生態系保護地区及び自然ふれあい地区をいう。
- (2) 生態系保護地区 海浜植物等の生態系を保護するため、規則で定める区域をいう。
- (3) 自然ふれあい地区 自然とのふれあいを通じて海浜植物等を保護するため、規則で定める区域をいう。
- (4) 海浜植物等 海浜植物等保護地区において生息する動物及び生育する植物をいう。

(意見の聴取)

第3条 市長は、海浜植物等保護地区を定めるときは、あらかじめ石狩市環境基本条例（平成12年 条例第49号）第36条第1項に規定する石狩市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを 変更し、又は解除するときも、同様とする。

(行為の禁止)

第4条 何人も、生態系保護地区においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 工作物の新築
- (2) 立木の伐採又は植物の採取
- (3) 広告物その他これに類するものの掲示又は設置
- (4) 家畜の放牧
- (5) 火入れ又はたき火
- (6) 車馬を乗り入れ、又は航空機を着陸させる行為
- (7) 動物を放し、植物を植栽し、又は種子をまく行為
- (8) 土砂又はごみその他の汚物の投棄
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が生態系保護地区の管理上特に禁止する必要があるものとして規則で定める行為

2 何人も、自然ふれあい地区においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 工作物の新築
- (2) 立木の伐採
- (3) 植生の維持に影響を及ぼす植物採取
- (4) 広告物その他これに類するものの掲示又は設置
- (5) 家畜の放牧
- (6) 火入れ又はたき火
- (7) 車馬を乗り入れ、又は航空機を着陸させる行為
- (8) 動物を放し、植物を植栽し、又は種子をまく行為
- (9) 土砂又はごみその他の汚物の投棄
- (10) 前各号に定めるもののほか、市長が自然ふれあい地区の管理上特に禁止する必要があるものとして規則で定める行為

3 次に掲げる行為については、前2項の規定は、適用しない。

- (1) 災害の発生又はその拡大を防止するために必要な措置として行う行為
- (2) 河川管理者又は海岸管理者が行う公益上必要な行為
- (3) 海浜植物等保護地区に関する保全事業の執行として市長が行う行為
- (4) 自然環境を保全する目的で行う行為であって、市長がやむを得ない事由があると認めて許可するもの
(行為の制限)

第5条 海浜植物等保護地区において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合もまた同様とする。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為
- (2) 業として行う写真又は映画等の撮影
- (3) 興行
- (4) 競技会、集会、展示会、その他これらに類する催しのために海浜植物等保護地区の全部又は一部を独占して使用する行為

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、申請に係る行為が海浜植物等に影響を及ぼさないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。

4 市長は、第1項の許可に、自然環境の保全上必要な範囲内で条件を付することができる。

(監督処分)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは海浜植物等保護地区からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例の規定に違反している者
- (2) 許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は当該行為により生ずる損害を防止するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- (1) 海浜植物等の保護に関する工事等のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 海浜植物等保護地区の自然環境の保全に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に定める場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

(監視員の設置)

第7条 海浜植物等保護地区の環境を保全する目的をもって監視を行うため、石狩市海浜植物等保護地区監視員（以下「監視員」という。）を置く。

2 監視員は、市長が任命する。

3 監視員は、第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項の規定に違反する者に対して、行為の中止又は海浜植物等保護地区からの退去を指示する権限を行う。

4 監視員は、前項に規定する権限を行使する場合は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(過料)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、10,000円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条第2項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第5条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (4) 第6条の規定による市長の命令に違反した者

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、石狩市海浜植物等保護条例（平成12年条例第34号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(海浜植物等保護地区)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める区域は、別図第1による。

2 条例第2条第3号の規則で定める区域は、別図第2による。

(行為の禁止)

第3条 条例第4条第1項第9号に規定する規則で定める行為は、市長が設置した木道、散策路等以外への立入とする。

(許可申請書)

第4条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、海浜植物等保護地区内行為（変更）許可申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(許可書)

第5条 市長は、前条の申請を許可するときは、海浜植物等保護地区内行為（変更）許可書（別記第2号様式）を交付する。

(監視員)

第6条 条例第7条第4項の規則で定める身分証明書は、別記第3号様式とする。

2 監視員は、4月から10月までの間、監視結果を取りまとめた海浜植物等保護地区内監視報告書（別記第4号様式）をそれぞれの月ごとに作成し、翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

3 条例及びこの規則に定めるもののほか、監視員が行う監視の方法等については、市長が指示するところによる。

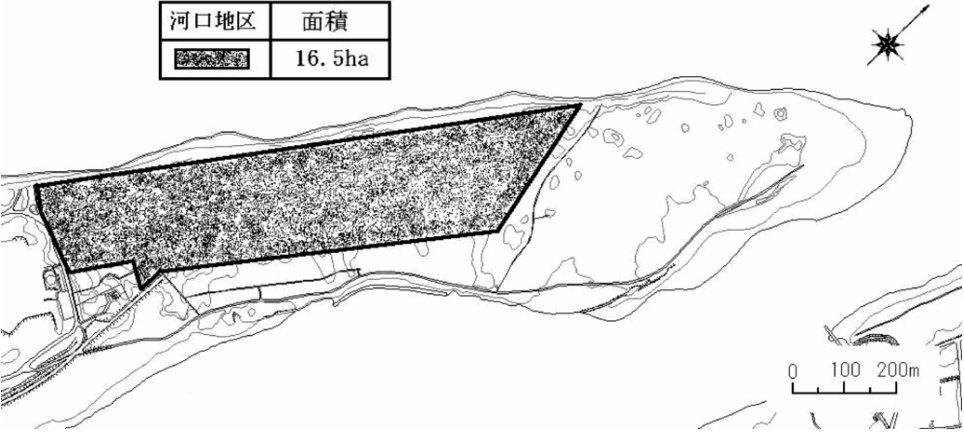
(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

別図第 1 (第 2 条関係)

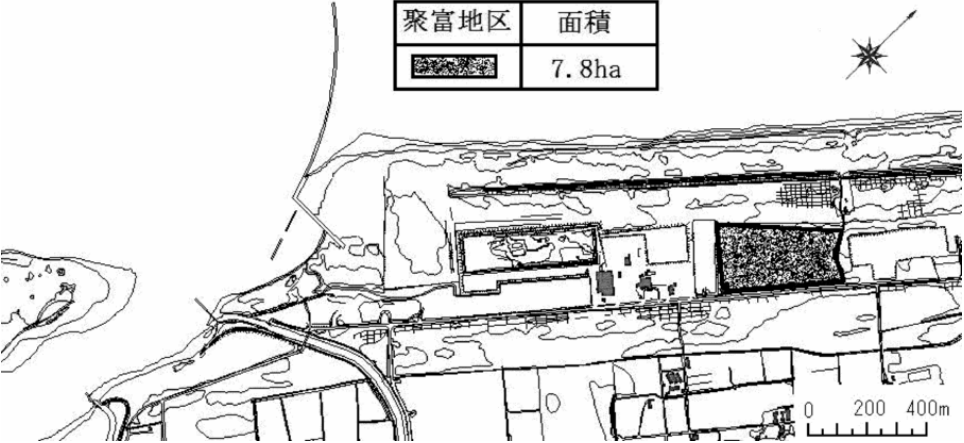
1 河口地区

河口地区	面積
	16.5ha



2 聚富地区

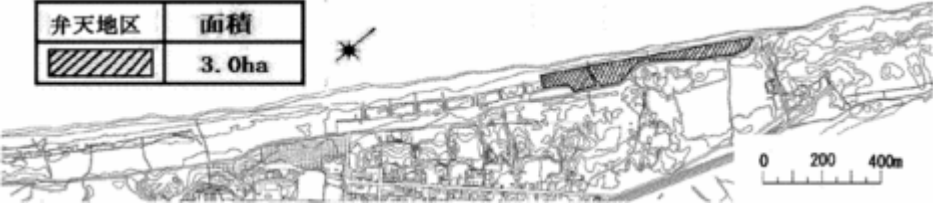
聚富地区	面積
	7.8ha



別図第 2 (第 2 条関係)

1 弁天地区

弁天地区	面積
	3.0ha



2 親船地区

親船地区	面積
	11.9ha

